

✚ 貨物概要

インクジェットプリンター専用の、インクが充填された着脱式容器（カートリッジ）

機能：インクジェットプリンター本体と連動し、インク吐出量の調整を行うとともにカートリッジ内のインク残量の情報を本体に伝達する機能を有する。

用途：インクジェットプリンターのインク交換用に使用する。

包装：インクカートリッジを減圧・遮気性フィルムで包み、1個又は6個（6色）を化粧箱に入れて包装する。

✚ 分類

関税率表第 8443.99 号（統計番号 8443.99-000）のプリンターの部分品

✚ 分類理由

本品は、インクジェットプリンターに使用される専用のカートリッジであることから、関税率表第 16 部注 2 (b)、同表第 84.43 項及び同表解説第 84.43 項の規定により、プリンターに専ら又は主として使用する部分品として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）